



福岡医発第 369 号 (地)
令和 6 年 4 月 30 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

令和 6 年度介護報酬改定に関する通知等の送付について (その 4)

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省より、下記のとおり介護報酬改定に関する通知・Q & A等が発出された旨、日本医師会を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、令和 6 年度の介護報酬改定に関する省令・告示・通知・Q & A等につきましては、日本医師会ホームページメンバーズルーム内にも掲載されておりますので、必要に応じてダウンロードの上、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

記

○令和 6 年度介護報酬改定に関する省令・告示・通知・Q & A等

- ・ 日本医師会ホームページメンバーズルーム

<https://www.med.or.jp/japanese/members/kaigo/r06kaitei/index.html>

- ・ 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

- ・ 福岡県医師会ホームページ

<https://www.fukuoka.med.or.jp/doctors/kaigo/houshu/r6.html>

○介護保険最新情報 Vol. 1254

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について

(令和 6 年 4 月 18 日 厚生労働省老健局高齢者支援課長、認知症施策・地域介護推進課長、老人保健課長通知)

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 柳 大三郎
会長 島田昇二郎

○介護保険最新情報 Vol. 1255

「介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について」の一部改正について

(令和6年4月18日 老発 0418 第1号 厚生労働省老健局長通知)

○介護保険最新情報 Vol. 1256

令和6年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol. 4) (令和6年4月18日)」の送付について
(令和6年4月18日 厚生労働省老人保健課、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課事務連絡)

以上

日医発第 235 号（介護）

令和 6 年 4 月 22 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公 印 省 略)

令和 6 年度介護報酬改定に関する通知等の送付について（その 4）

令和 6 年度介護報酬改定に関する告示等につきましては、本年 3 月 21 日付け日医発第 2214 号文書等にて逐次お知らせ申し上げたところです。

今般、厚生労働省より、下記のとおり介護報酬改定に関する通知・Q&A 等が発出されましたのでご連絡申し上げます。

なお、令和 6 年度の介護報酬改定に関する省令・告示・通知・Q&A 等につきましては、日本医師会ホームページ-メンバーズルーム-介護保険-介護報酬改定に関する情報<令和 6 年度> (<https://www.med.or.jp/japanese/members/kaigo/r06kaitei/index.html>) に順次掲載してまいります。

また、厚生労働省ホームページにおいて、令和 6 年度介護報酬改定関連ページ (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html) 及び介護職員の処遇改善関連ページ (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202201_42226.html) が開設されていることを申し添えます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

○介護保険最新情報 Vol. 1254

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について

(令和6年4月18日 厚生労働省老健局高齢者支援課長、認知症施策・地域介護推進課長、老人保健課長通知)

○介護保険最新情報 Vol. 1255

「介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について」の一部改正について
(令和6年4月18日 老発 0418 第1号 厚生労働省老健局長通知)

○介護保険最新情報 Vol. 1256

「令和6年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol. 4) (令和6年4月18日)」の送付について
(令和6年4月18日 厚生労働省老人保健課、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課事務連絡)

以上

各都道府県介護保険主管部（局）長 御 中

← 厚生労働省老健局 高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準
（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に
係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に
関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の
一部改正について

計7枚（本紙を除く）

Vol.1254

令和6年4月18日

厚 生 労 働 省 老 健 局

高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3983）
FAX：03-3503-7894

老高発 0418 第 1 号
老認発 0418 第 1 号
老老発 0418 第 1 号
令和 6 年 4 月 18 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省老健局老人保健課長
（ 公 印 省 略 ）

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号）等を下記のとおり改正することとするので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取扱いにあたっては遺漏なきよう期されたい。

なお、本通知による改正後の取扱いについては、令和 6 年 4 月の算定分から適用することとする。

記

- 1 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号）の一部改正

別紙１のとおり改正する。

- 2 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号、老振発第 0317001 号、老老発 0317001 号）の一部改正

別紙２のとおり改正する。

- 3 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発 0331005 号、老振発第 033100 号、老老発第 0331018 号）

別紙３のとおり改正する。

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年 3 月 1 日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（抄）

新	旧
第1 (略) 第2 居宅サービス単位数表（訪問介護費から通所リハビリテーション費まで及び福祉用具貸与費に係る部分に限る。）に関する事項 1 (略) 2 訪問介護費 (1)～⁽²³⁾ (略) ⁽²⁴⁾ 認知症専門ケア加算について ① (略) ② 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の割合が2分の1以上、又は、Ⅲ以上の割合が100分の20以上の算定方法は、算定日が属する月の前3月間のうち、いずれかの月の利用者実人員数又は利用延人員数で算定すること。また、届出を行った月以降においても、直近3月間の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ又はⅢ以上の割合につき、<u>いずれかの月で</u>所定の割合以上であることが必要である。なお、その割合については、毎月記録するものとし、<u>直近3月間のいずれも</u>所定の割合を下回った場合については、直ちに第1の5の届出を提出しなければならない。 ③～⑤ (略) ⁽²⁵⁾ (略) 3 訪問入浴介護費 (1)～(9) (略) ⁽¹⁰⁾ 認知症専門ケア加算について ① (略) ② 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の割合が2分の1以上、又は、Ⅲ以上の割合が100分の20以上の算定方法は、算定日が属する月の前3月間のうち、いずれかの月の利用者実人員数又は利用延人員数で算定すること。また、届出を行った月以降においても、直近3月間の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ又はⅢ以上の割合につき、<u>いずれかの月で</u>所定の割合以上であることが必要である。なお、その割合については、毎月記録するものとし、<u>直近3月間のいずれも</u>所定の割合を下回った場合については、直ちに第1の5の届出を提出しなければならない。	第1 (略) 第2 居宅サービス単位数表（訪問介護費から通所リハビリテーション費まで及び福祉用具貸与費に係る部分に限る。）に関する事項 1 (略) 2 訪問介護費 (1)～⁽²³⁾ (略) ⁽²⁴⁾ 認知症専門ケア加算について ① (略) ② 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の割合が2分の1以上、又は、Ⅲ以上の割合が100分の20以上の算定方法は、算定日が属する月の前3月間の利用者実人員数又は利用延人員数の平均で算定すること。また、届出を行った月以降においても、直近3月間の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ又はⅢ以上の割合につき、<u>毎月継続的に</u>所定の割合以上であることが必要である。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第1の5の届出を提出しなければならない。 ③～⑤ (略) ⁽²⁵⁾ (略) 3 訪問入浴介護費 (1)～(9) (略) ⁽¹⁰⁾ 認知症専門ケア加算について ① (略) ② 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の割合が2分の1以上、又は、Ⅲ以上の割合が100分の20以上の算定方法は、算定日が属する月の前3月間の利用者実人員数又は利用延人員数の平均で算定すること。また、届出を行った月以降においても、直近3月間の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ又はⅢ以上の割合につき、<u>毎月継続的に</u>所定の割合以上であることが必要である。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第1の5の届出を提出しなければならない。 ③～⑤ (略)

③～⑤ (略)
(11)～(13) (略)
4 ～ 9 (略)
第 3 (略)

(11)～(13) (略)
4 ～ 9 (略)
第 3 (略)

- 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号、老振発第0317001号、老老発第0317001号）（抄）

新	旧
第1 (略) 第2 指定介護予防サービス単位数表に関する事項 1 (略) 2 介護予防訪問入浴介護費 (1)～(9) (略) (10) 認知症専門ケア加算について ① (略) ② 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の割合が2分の1以上、又は、Ⅲ以上の割合が100分の20以上の算定方法は、算定日が属する月の前3月間の <u>うち、いずれかの月の利用者実人員数又は利用延人員数</u> で算定すること。また、届出を行った月以降においても、直近3月間の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ又はⅢ以上の割合につき、 <u>いずれかの月</u> で所定の割合以上であることが必要である。なお、その割合については、毎月記録するものとし、 <u>直近3月間のいずれも</u> 所定の割合を下回った場合については、直ちに第1の5の届出を提出しなければならない。 ③～⑤ (略) (11)～(13) (略) 3～11 (略)	第1 (略) 第2 指定介護予防サービス単位数表に関する事項 1 (略) 2 介護予防訪問入浴介護費 (1)～(9) (略) (10) 認知症専門ケア加算について ① (略) ② 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の割合が2分の1以上、又は、Ⅲ以上の割合が100分の20以上の算定方法は、算定日が属する月の前3月間の利用者実人員数又は利用延人員数の <u>平均</u> で算定すること。また、届出を行った月以降においても、直近3月間の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ又はⅢ以上の割合につき、 <u>毎月継続的に</u> 所定の割合以上であることが必要である。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第1の5の届出を提出しなければならない。 ③～⑤ (略) (11)～(13) (略) 3～11 (略)

- 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号）（抄）

新	旧
第1 (略) 第2 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表 1 (略) 2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 (1)～(17) (略) (18) 認知症専門ケア加算について ① (略) ② 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の割合が2分の1以上、又は、Ⅲ以上の割合が100分の20以上の算定方法は、算定日が属する月の前3月間の<u>うち、いずれかの月</u>の利用者実人員数又は利用延人員数で算定すること。また、届出を行った月以降においても、直近3月間の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ又はⅢ以上の割合につき、<u>いずれかの月</u>で所定の割合以上であることが必要である。なお、その割合については、毎月記録するものとし、<u>直近3月間のいずれも</u>所定の割合を下回った場合については、直ちに第1の5の届出を提出しなければならない。 ③～⑤ (略) (19)～(21) (略) 3 夜間対応型訪問介護費 (1)～(11) (略) (12) 認知症専門ケア加算について ① (略) ② 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の割合が2分の1以上、又は、Ⅲ以上の割合が100分の20以上の算定方法は、算定日が属する月の前3月間の<u>うち、いずれかの月</u>の利用者実人員数又は利用延人員数で算定すること。また、届出を行った月以降においても、直近3月間の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ又はⅢ以上の割合につき、<u>いずれかの月</u>で所定の割合以上であることが必要である。なお、その割合については、毎月記録するものとし、<u>直近3月間のいずれも</u>所定の割合を下回った場合については、直ちに第1の5の届出を提出しなければならない。 ③～⑤ (略)	第1 (略) 第2 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表 1 (略) 2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 (1)～(17) (略) (18) 認知症専門ケア加算について ① (略) ② 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の割合が2分の1以上、又は、Ⅲ以上の割合が100分の20以上の算定方法は、算定日が属する月の前3月間の利用者実人員数又は利用延人員数の平均で算定すること。また、届出を行った月以降においても、直近3月間の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ又はⅢ以上の割合につき、<u>毎月継続的に</u>所定の割合以上であることが必要である。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第1の5の届出を提出しなければならない。 ③～⑤ (略) (19)～(21) (略) 3 夜間対応型訪問介護費 (1)～(11) (略) (12) 認知症専門ケア加算について ① (略) ② 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の割合が2分の1以上、又は、Ⅲ以上の割合が100分の20以上の算定方法は、算定日が属する月の前3月間の利用者実人員数又は利用延人員数の平均で算定すること。また、届出を行った月以降においても、直近3月間の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ又はⅢ以上の割合につき、<u>毎月継続的に</u>所定の割合以上であることが必要である。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第1の5の届出を提出しなければならない。 ③～⑤ (略)

(13)・(14) (略)
4～9 (略)
第3 (略)

(13)・(14) (略)
4～9 (略)
第3 (略)

各都道府県介護保険主管部（局）長 御 中

← 老健局長

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について」の一部改正について
計 2 枚（本紙を除く）

Vol.1255

令和6年4月18日

厚 生 労 働 省 老 健 局

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3983）
FAX：03-3503-7894

老発 0418 第 1 号
令和 6 年 4 月 18 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局長
（公印省略）

「介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について」
の一部改正について

「介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について」（令和 6 年 3 月 15 日老発 0315 第 1 号）の（別紙 12）「認知症専門ケア加算に係る届出書」を別紙のとおり改正することとするので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取扱いにあたっては遺漏なきよう期されたい。

なお、本通知による改正後の取扱いについては、令和 6 年 4 月の算定分から適用することとする。

認知症専門ケア加算に係る届出書

事業所名		
異動等区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了	
施設種別	☐ 1 訪問介護	☐ 2 (介護予防)訪問入浴介護
	☐ 3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	☐ 4 夜間対応型訪問介護
届出項目	☐ 1 認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	☐ 2 認知症専門ケア加算 (Ⅱ)

有 ・ 無																	
1. 認知症専門ケア加算（Ⅰ）に係る届出内容																	
(1) 利用者の総数のうち、日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する者の割合が50%以上である	☐ ・ ☐																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">① 利用者の総数 注</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td>② 日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する者の数</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td>③ ②÷①×100</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> </table> 注 届出日の属する月の前3月間のうち、いずれかの月の利用実人員数又は利用延人員数で算定。	① 利用者の総数 注	人	② 日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する者の数	人	③ ②÷①×100	%											
① 利用者の総数 注	人																
② 日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する者の数	人																
③ ②÷①×100	%																
(2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する者の数に応じて必要数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している	☐ ・ ☐																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">認知症介護に係る専門的な研修を修了している者の数</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">人</td> </tr> </table>	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者の数	人															
認知症介護に係る専門的な研修を修了している者の数	人																
【参考】																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する者の数</th> <th style="width: 20%;">研修修了者の必要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">20人未満</td><td style="text-align: center;">1 以上</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">20以上30未満</td><td style="text-align: center;">2 以上</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">30以上40未満</td><td style="text-align: center;">3 以上</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">40以上50未満</td><td style="text-align: center;">4 以上</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">50以上60未満</td><td style="text-align: center;">5 以上</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">60以上70未満</td><td style="text-align: center;">6 以上</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">～</td><td style="text-align: center;">～</td></tr> </tbody> </table>		日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する者の数	研修修了者の必要数	20人未満	1 以上	20以上30未満	2 以上	30以上40未満	3 以上	40以上50未満	4 以上	50以上60未満	5 以上	60以上70未満	6 以上	～	～
日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する者の数	研修修了者の必要数																
20人未満	1 以上																
20以上30未満	2 以上																
30以上40未満	3 以上																
40以上50未満	4 以上																
50以上60未満	5 以上																
60以上70未満	6 以上																
～	～																
(3) 従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催している	☐ ・ ☐																
2. 認知症専門ケア加算（Ⅱ）に係る届出内容																	
(1) 認知症専門ケア加算（Ⅰ）の(2)・(3)の基準のいずれにも該当している ※認知症専門ケア加算（Ⅰ）に係る届出内容(2)～(3)も記入すること。		☐ ・ ☐															
(2) 利用者の総数のうち、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の割合が20%以上である																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">① 利用者の総数 注</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td>② 日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の数 注</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td>③ ②÷①×100</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> </table> 注 届出日の属する月の前3月間のうち、いずれかの月の利用実人員数又は利用延人員数で算定。	① 利用者の総数 注	人	② 日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の数 注	人	③ ②÷①×100	%											
① 利用者の総数 注	人																
② 日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の数 注	人																
③ ②÷①×100	%																
(3) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施している	☐ ・ ☐																
(4) 事業所において介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定している	☐ ・ ☐																

備考1 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

備考2 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、認知症介護実践リーダー研修及び認知症看護に係る適切な研修を、「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、認知症介護指導者養成研修及び認知症看護に係る適切な研修を指す。

※認知症看護に係る適切な研修 ①日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修
②日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程
③日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」(認定証が発行されている者に限る)

備考3 認知症専門ケア加算（Ⅱ）の算定にあつては、認知症介護実践リーダー研修と認知症介護指導者養成研修の両方を修了した者、又は認知症看護に係る適切な研修を修了した者を1名配置する場合、「認知症介護に係る専門的な研修」及び「認知症介護の指導に係る専門的な研修」の修了者をそれぞれ1名配置したことになる。

各都道府県、指定都市、中核市

介護保険主管部（局） 御 中

← 厚生労働省老健局 高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.4）

（令和6年4月18日）」の送付について

計6枚（本紙を除く）

Vol.1256

令和6年4月18日

厚生労働省老健局

高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3983）
FAX：03-3503-7894

事 務 連 絡
令和6年4月18日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局老 人 保 健 課
高 齢 者 支 援 課
認知症施策・地域介護推進課

「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 4）（令和6年4月18日）」
の送付について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 4）（令和6年4月18日）」を送付いたしますので、貴県又は貴市におかれましては、御了知の上、管下市町村又は事業所等への周知を徹底し、その取扱いに当たっては遺漏なきよう、よろしくお願い申し上げます。

【訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護】

○ 認知症専門ケア加算①訪問系サービスにおける対象者の割合の計算方法

問 1 訪問系サービスにおける認知症専門ケア加算の算定要件について、加算（Ⅰ）にあつては認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の割合が 50%以上、加算（Ⅱ）にあつては認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合が 20%以上であることが求められているが、算定方法如何。

（答）

- ・ 認知症専門ケア加算の算定要件である認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ又はⅢ以上の割合については、前3月間のうち、いずれかの月の利用者数で算定することとし、利用者数は利用実人員数又は利用延人員数を用いる。
- ・ なお、計算に当たって、
 - ー （介護予防）訪問入浴介護の場合は、本加算は要支援者（要介護者）に関しても利用者数に含めること
 - ー 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）・（Ⅱ）（包括報酬）、夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）（包括報酬）の場合は、利用実人員数（当該月に報酬を算定する利用者）を用いる（利用延人員数は用いない）こと
- に留意すること。
- ・ 例えば、以下の例の場合は次のように計算する。

（（介護予防）訪問入浴介護の加算（Ⅰ）の計算例）

利用実人員	認知症高齢者の 日常生活自立度	利用実績（単位：日）		
		1月	2月	3月
利用者①	なし	5	4	5
利用者②	I	6	5	7
利用者③	I	6	6	7
利用者④	I	7	8	8
利用者⑤	I	5	5	5
利用者⑥	I	8	9	7
利用者⑦	Ⅱa	5	6	12
利用者⑧	Ⅲb	8	7	13
利用者⑨	Ⅳ	5	4	15
利用者⑩	M	6	6	17

認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ 以上合計	24	23	57
合計（要支援者を含む）	61	60	96

① 利用実人員数による計算（要支援者を含む）

- ・ 利用者の総数＝10人（1月）、10人（2月）、10人（3月）
- ・ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の数＝4人（1月）、4人（2月）、4人（3月）

したがって、割合はそれぞれ、 $4人 \div 10人 \div 40.0\%$ （小数点第二位以下切り捨て） $\leq 1/2$

② 利用延人員数による計算（要支援者を含む）

- ・ 利用者の総数＝61人（1月）、60人（2月）、96人（3月）
- ・ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の数＝24人（1月）、23人（2月）、57人（3月）

したがって、割合はそれぞれ

1月： $24人 \div 61人 \div 39.3\%$ （小数点第二位以下切り捨て） $\leq 1/2$

2月： $23人 \div 60人 \div 38.3\%$ （小数点第二位以下切り捨て） $\leq 1/2$

3月： $57人 \div 96人 \div 59.3\%$ （小数点第二位以下切り捨て） $\geq 1/2$

となる。

・ 3月の②利用延人員数が要件を満たしているため、当該実績をもって4月～6月は加算（Ⅰ）の算定が可能となる。

・ なお、利用実人員数による計算を行う場合、月途中で認知症高齢者の日常生活自立度区分が変更になった場合は月末の認知症高齢者の日常生活自立度区分を用いて計算する。

※ 令和6年度介護報酬改定に関するQ & A（vol. 1）（令和6年3月15日）問25は削除する。

○ 認知症専門ケア加算②訪問系サービスにおける対象者要件と算定期間の関係性

問2 訪問系サービスにおける認知症専門ケア加算については、加算（Ⅰ）にあつては認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の割合が50%以上、加算（Ⅱ）にあつては認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合が20%以上であることが求められているが、前3月間における実績と算定期間の具体的な関係性如何。

（答）

算定要件に該当する者の実績と算定の可否については以下のとおり。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実績	○			○			○					
算定可否	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×

【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護】

○ 訪問介護計画書等の記載について

問3 訪問介護計画書等（訪問介護計画書、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書、夜間対応型訪問介護計画書のことを言う。以下同じ。）について、「担当する訪問介護員等の氏名」を記載するよう定められているが、必ず担当者1名を定めて記載することが必要か。

（答）

- ・ 異動や休暇取得による交代等の事情により複数の訪問介護員等で対応する場合、必ずしも担当者1名を定めて記載する必要はなく、利用者に説明を行った上で、担当を予定する複数の訪問介護員等の氏名を記載しておくこととして差し支えない。
- ・ ただし、その場合であっても、実際にサービス提供を行った訪問介護員等の氏名はサービス実施記録票に記載すること。

【訪問介護】

○ 緊急時訪問介護加算

問4 緊急時訪問介護加算の算定時において、訪問介護計画及び居宅サービス計画の修正は必要か。

（答）

- ・ 緊急時訪問介護加算の算定時における事務処理については、次の取扱いとすること。
 - ①指定訪問介護事業所における事務処理
 - ・ 訪問介護計画は必要な修正を行うこと。
 - ・ 居宅サービス基準第19条に基づき、必要な記録を行うこと。
 - ②指定居宅介護支援における事務処理
 - ・ 居宅サービス計画の変更を行うこと（すべての様式を変更する必要はなく、サービス利用票の変更等、最小限の修正で差し支えない。）
- ・ なお、「居宅サービス計画に位置付けられていない（当該指定訪問介護を提供した時間帯が、あらかじめ居宅サービス計画に位置付けられたサービス提供の日時以外の時間帯であるものをいう。）訪問介護」とは、利用者又はその家族等から訪問介護（身体介護が中心のものに限る。）の要請を受けた時点で、居宅サービス計画書標準様式第3表や第6表に具体的な時間帯としてサービス計画に記載されていない訪問介護のことをいう。

このため、単に、居宅サービス計画に位置付けられていない訪問介護を行う可能性がある旨が、サービス提供の時間帯を明示せず居宅サービス計画に記載されている場合であっても、加算の算定が可能である。

※ 平成 21 年 4 月改定関係 Q & A (Vol. 1) (平成 21 年 3 月 23 日) 問 31 の修正。